平成２５年（フ）第１２４２２号
埼玉県入間市黒須１丁目12―１―403
破産者　江口　祐一
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４３６号
東京都足立区伊興本町１丁目13―５―304
破産者　金丸　公一
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４４３号
東京都中央区日本橋大伝馬町12―８　魚十
破産者　竹内　素子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５１号
東京都品川区大井３丁目４―13　ＫＩコムハウスＡ号室
破産者　沼田由紀美
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４５８号
東京都清瀬市竹丘２丁目８―27―203
破産者　苅谷三枝子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４８８号
東京都江戸川区瑞江２丁目25―１―405
破産者　石塚　泰英
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９０号
埼玉県入間市大字仏子224―１　ファイバービーエムⅡ201
破産者　神林　千絵
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９１号
千葉県千葉市美浜区磯辺４丁目17―10―403
破産者　高木　広志（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４９３号
東京都練馬区西大泉１丁目14―11―202
破産者　小宮美代子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５１０号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目６―19―206
破産者　島田　菊華
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５７８号
神奈川県横須賀市大矢部１丁目12―３
破産者　雑賀　琴美
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９６号
埼玉県川口市青木２丁目14―１
破産者　山田　志帆
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５９７号
東京都東村山市諏訪町１丁目30―45―202
破産者　木下　芳雄
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２０号
東京都新宿区西落合２丁目９―17―105
破産者　日野　洋介
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６２３号
東京都台東区東上野３丁目28―４―601
破産者　柳井　秀俊
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６４３号
東京都江戸川区北篠崎１丁目５―17―202
破産者　見崎　陽慶
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６５８号
東京都江戸川区南小岩３丁目５－７　南荘５
破産者　井口　忠弘
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６６２号
東京都目黒区鷹番１丁目９―20―305
破産者　恒松　知未
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７号
北海道石狩市花川北二条２丁目202番地
破産者　合同会社ＡＣＴ
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１６号
仙台市青葉区国分町２丁目２番２号
破産者　株式会社ノブス
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２７号
埼玉県川口市柳崎３丁目19番11号
破産者　有限会社西興
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８３号
埼玉県川口市末広１丁目３番31―1306号
破産者　株式会社芝川吉川製作所
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地３丁目８番19号
破産者　有限会社鈴木工業
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係